破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５１号
秋田県横手市横山町７番37号
債務者　長谷川永理（旧姓神成）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
　　秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第２８４号
愛知県知立市上重原町腰前21番地９、前住所大阪府東大阪市森河内東１丁目29番２号　メゾン寺田305
債務者　角谷　浩司
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９８９号
大阪市平野区瓜破４丁目１番48号コーポイソダ203号
債務者　Ｒ・ｔｒｕｌｙこと　朝井　康平
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２５号
大阪府枚方市西牧野４丁目１番１―210号
債務者　赤楚豊三郎
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８５号
大阪府守口市梅園町２番30―303号
債務者　西村　慎介
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９１号
大阪府茨木市西福井２丁目15番８号
債務者　田口　良太
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１９号
大阪市都島区大東町３丁目９番５―101号
債務者　金井春雄こと　金　　春雄
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３２８号
大阪市鶴見区鶴見４丁目10番20号
債務者　神野　幸男
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４０９号
大阪府茨木市南耳原１丁目６番33号　アヴニール　215号
債務者　田中　陽一
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４１号
大阪市都島区都島南通１丁目６番８号　ケーズコート　502号
債務者　中村　豊彦
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８４号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目６番13―301号
債務者　久保　吉輝
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５９４号
大阪市大正区鶴町３丁目７番３―503号、前住所大阪市此花区西九条２丁目15番23号
債務者　奈路由美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７７３号
大阪府東大阪市吉田１丁目５番27号
債務者　中本　和栄
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８１１号
大阪府守口市藤田町５丁目１番６号
債務者　酒井　政光
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８６９号
大阪府枚方市樋之上町９番４―207号
債務者　橘高美紀こと　橘高　美紀
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９００号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目３番17号
債務者　丸山喜代子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６８号
大阪府茨木市西太田町31番23号
債務者　中村清志こと　朴　　清志
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部